

令和7年度 府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会

【資料6】

1 令和5・6年度 諮問内容

府中市立小・中学校のいじめの未然防止等のための対策の推進

3 令和5・6年度の実施の成果と課題

成 果

◆軽微ないじめも見逃さない教員の意識の向上

- ・中学校におけるいじめの認知件数の増加
- ・いじめの認知…小学校「学級担任による発見」、中学校「学校の教職員等が発見」が増加

◆いじめられた児童・生徒に対する対応状況の充実

- ・小・中学校ともに、「誰にも相談していない」児童・生徒が0%

課 題

◆いじめの初期対応の組織的取組の徹底

からかいやいやがらせ等の段階から、組織的に初期対応策を検討し、実践する。

◆児童・生徒の主体的な取組の更なる充実

「自らSOSを出せる力」「いじめに気付く力」を自ら身に付ける取組の充実

2 令和5・6年度の実施の取組

小・中学校の取組

- ア 「府中市いじめ防止対策推進条例」に基づく子供たちへの指導
- イ 保護者・地域と連携した対応
- ウ タブレット端末を活用した学校生活アンケート等の実施
「心の健康観察」の実施結果を生かした早期発見・早期対応の実施

市教育委員会の取組

- ア 「府中市いじめ防止対策推進条例」に基づく組織的対応の重要性の啓発
- イ いじめの定義や学校いじめ対策委員会によるいじめの認知についての周知
- ウ 当委員会での協議内容を踏まえた取組の充実
- エ スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの関係諸機関との連携した対応
- オ 小学校第5学年及び中学校第1学年児童・生徒へのスクールカウンセラーによる全員面接の実施
- カ スクールロイヤー制度の活用による未然防止と早期解決
- キ 生活指導主任会における効果的ないじめ防止等に向けた研修・検討
- ク 校内研修及び若手教員育成研修等における研修の実施

4 令和7・8年度 府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会 諮問内容

いじめをしない・させない・許さない態度を育てる組織的な指導の充実

5 令和7年度 取組内容

(1) いじめをしない・させない・許さない態度を身に付ける指導の充実

- ア 府中市の4つの視点を生かした年間3回の「いじめに関する授業」をはじめとした、教育活動全体を通じた指導の充実
- イ 東京都教育委員会「いじめ総合対策【第3次】」子ども版の活用
- ウ 児童・生徒が主体となっていじめ問題について考える取組の充実

(2) いじめの全件対応の徹底

- ア 「学校いじめ対策委員会」を核とした、いやがらせやからかい等の段階での組織的対応の充実
- イ 小学校第1学年から第3学年を対象としたエデュケーション・アシスタントの活用
- ウ 子ども発達支援センター「はばたき」をはじめとした関係諸機関との連携強化

(3) いじめ重大事態や対応困難な事案を発生させない組織的な対応力の強化

- ア 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- イ いじめの対応事例について、いじめ問題対策委員会で実際に対応策を検討し周知する。
- ウ 活用事例の発信を通じて、スクールロイヤーの活用力を強化する。

6 今後のいじめ問題対策委員会について

<令和7年度>

第1回

- ・令和5・6年度の実施の成果と課題
- ・今後2年間の諮問内容について
- ・府中市の現在のいじめの状況

◆協議

児童・生徒が主体となって取り組むいじめ防止に向けた活動

第2回

- ・本市で発生したいじめに関する具体的な対応事例について
- ・スクールロイヤーの活用事例

◆協議

本市で抱えるいじめの対応事例についての検討
→各学校に研修資料として発出予定

<令和8年度>

第3回

- ・令和7年度の実施の成果と課題
- ・年間3回の「いじめに関する授業」の更なる充実に
向けて 《授業参観を通して考える》

◆協議

いじめを許さない態度を育てる「いじめに関する授業」の在り方

第4回

- ・令和7年度 いじめの現状
- ・2年間の取組成果と今後に向けて

◆協議

いじめを許さない態度を育てる組織的な指導の充実について